

## 令和2年第13回 入間市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年12月25日(金) 開会 午前 9時18分

2. 開催場所 入間市庁舎 C棟 5階 501会議室

3. 出席委員(12人)

会長 12番 中島敦夫

会長代理 4番 久保田勝

委員 1番 友野秀一 2番 平塚尚吾 3番 吉川光彦

5番 池谷昭二 6番 田嶋正明 7番 増田恒治

8番 法師励 9番 加藤敏夫 10番 中島伸吉

11番 宮岡幸江

4. 欠席委員(0人)

5. 早退委員(0人)

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名 6番 田嶋正明 1番 友野秀一

第2 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請の意見具申について

議案第2号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

議案第3号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農業委員会の決定について

議案第5号 農用地利用配分計画の案に係る農業委員会の意見について

協議第1号 協議会委員等の選出について

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

7. 農地利用最適化推進委員

山畑義行 堀井正信 太間雅嗣

野村雅紀 岩田孝三郎 中村郁夫

中村義男 清水裕司 宮岡康光

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 吉野 博明

主幹 河西 多郎

主任 高山 大樹

9. その他の出席者

農業振興課主幹 新 宜之

農業振興課主任 長谷川 奈美

## 10. 会議の概要

### ○議長

ただいまの出席は、農業委員12名、農地利用最適化推進委員9名であります。農業委員の出席が定足数に達しておりますので、これより第13回入間市農業委員会を開会いたします。

欠席、遅刻の届出はありません。

会期についてお諮りいたします。会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

### ○議長

ご異議ないものと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

委員会会議規則第13条第2項の規定により、6番、田嶋正明委員、1番、友野秀一委員、以上2名を指名いたします。

本日の付議議案は、お手元に配付してあるとおりです。

なお、議事参与の制限の規定により、議案第3号26番は山畑義行推進委員が、同号32番は4番、久保田勝委員が、同号52番は2番、平塚尚吾委員が、同号64番は宮岡康光推進委員が、当該議案の審議開始から最終まで退室をさせていただくことになります。また、議案第5号につきましては、農用地利用配分計画(案)に係る案件であることから、市農業振興課の職員に出席を求めています。

それでは、議事に入ります。

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請の意見具申について、1番を議題といたします。担当、3番、吉川光彦委員、説明をお願いします。

### ○農業委員3番(吉川光彦君)

3番、吉川です。

議案第1号、1番、当事者、譲受人、○○○○○○○○、○○○、○○○○。譲渡人、○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○、○○○○。土地の表示、地名、地番、地目、面積の順に申し上げます。宮寺上帖下○○○○—○、畑、76平米。申請理由、受人は、申請地東側の住宅に居住しているが、進入路が狭く、また自家用の駐車場が不足していることから、















後、令和2年11月2日付で農用地区域から除外されております。

都市計画法に関しては、建築物を建てる計画ではないため、開発許可等は必要ございません。

続きまして、農地法第5条許可申請における許可検討事項についてご説明申し上げます。申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当いたしません。また、農地の集団性については、10ヘクタールを超える集団農地ではないことから、第2種農地に該当いたします。

これらのことを踏まえ、立地基準となる第2種農地の不許可の例外については、「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより当該申請にかかる事業の目的を達成することができる」と認められない」に合致いたします。

次に、一般基準についてあらかじめ事務局にて審査したところ、土地取得費、造成費については〇〇〇〇〇〇で賄う計画となっており、〇〇〇〇〇が添付されていることから資金の調達については支障ないと判断できます。このほか、一般基準についても全て合致しております。

つきましては、必要性が認められ、また周辺農地への悪影響がないものと判断されれば、許可し得る状況であることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

宮岡委員。

○農業委員11番（宮岡幸江君）

この〇〇〇〇〇〇〇〇が入るのは、常に〇〇ぐらいを想定しているということでしょうか。

○議長

事務局。

○事務局

今、現状足りないという形で使っておりますので、許可が下りて造成が終わりましたら、すぐ埋まるような形になるのではないかと思います。そういう形で話は伺っております。

○農業委員11番（宮岡幸江君）



では。

○事務局

ちょっと補足をさせていただきます。こちら、先ほど宮岡委員さんのほうにもあった砂利敷きの関係なのですけれども、道路の担当のほうからは、市道のほうに砂利がそのままですと出てしまいますので、手前側1メートルは舗装するよという話も出ておりますので、一応そういった形。

それと、あとこちらの図面の置場のほうについては、〇〇〇〇〇〇をストックしておく場所なので、場合によっては見に来る方もいらっしゃるかもしれないですが、〇〇〇〇〇とかをするわけではないということです、基本的にはここに駐車することはないというふうに聞いております。

以上でございます。

○農業委員3番（吉川光彦君）

奥の北側のコンクリートブロック寄りに〇〇1番、5番、9番とありますが、それを移動させるのに〇〇〇動かす。結果、市道のほうに〇〇の移動が発生すると思うのです。生活道路でもあり、通学路でもありますので、その点はぜひ強く申し入れしてもらいたいと思います。

○事務局

向こうのほうに許可書を交付するときのものに、農業委員会とかほかの課の意見を加えたものがありますので、こちらの中でちょっと入れさせて対応させて、また窓口に来たときもそのような話をさせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長

ほかにごいませんか。よろしいですか。

○農業委員3番（吉川光彦君）

今の中に速度の話も入れておいてください。

○事務局

はい、分かりました。

○議長

では、よろしいですか。

（はい。の声）

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。

許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長

全員賛成でございます。

本件は、許可申請の意見具申でありますので、許可相当として県に進達いたします。

続きまして、議案第2号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について、1番を議題といたしますが、1番と2番は関連がございますので、一括審議させていただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、1番と2番を一括議題といたします。

担当7番、増田恒治委員、説明願います。

○農業委員7番(増田恒治君)

7番、増田です。議案第2号の1番と2番について一括して説明申し上げます。

1番、当事者、被相続人、〇〇〇〇。相続人、〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇。土地の表示、地名、地番、地目、面積の順に申し上げます。高倉一丁目〇〇一〇、畑、646、宮寺松木谷〇〇〇一〇、畑、869、同じく〇〇〇一〇、畑、1,041、同じく〇〇〇、畑、683、川向〇〇〇、畑、568、計3,807平方メートル。今後引き続き農業経営を行うことに関する申請事項、引き続き農業経営を行っている旨の証明。その他参考事項、相続開始年月日、〇〇〇〇〇〇〇〇〇。

2番、当事者、被相続人、〇〇〇〇。相続人、〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇。土地の表示、今後引き続き農業経営を行うことに関する申請事項、その他参考事項は1番と同じ内容となりますので、読み上げを省略いたします。

12月13日に山畑推進委員と高倉一丁目の現地確認をしてきました。また、12月21日に中村推進委員と田嶋農業委員に宮寺の農地を現地確認をしていただきました。〇〇〇〇からは電話にて話を伺ってきました。申請地は案内図のとおり、高倉一丁目の農地は茶畑、宮寺川向の農地は植木畑、宮寺松木谷の農地は作物はありませんでしたが、肥培管

理がされておりました。ただ、南北に車の入る道路が入っている状態です。耕作は〇〇〇〇〇で行われております。農機具は耕運機2台、軽トラック1台を所有しており、その他耕作に必要な農機具はそろっているため、特に問題はないかと思われませんが、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、山畑義行委員、豊岡地区推進委員として補足説明、ご意見等ありましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（山畑義行君）

豊岡地区推進委員の山畑でございます。

私は先ほど増田委員の説明のとおり、13日に高倉一丁目だけの畑を見てきましたけれども、特に問題はございませんので、よろしくをお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、中村郁夫委員、宮寺・二本木地区推進委員として補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（中村郁夫君）

宮寺地区推進委員の中村です。

12月21日に宮寺地区の松木谷及び川向の土地を現地確認をしてみました。1番、2番ともに普通畑として適正に管理されており、トラクターにて整地済みの場所もあり、特に問題はないと思いますので、よろしくをお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

担当委員等の説明がありましたが、今後も引き続き農業経営を行うものと認められますので、適格者として認めることにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、適格者であることの証明を行うことに決定いたしました。

次に、3番を議題といたしますが、3番と4番は関連がございますので、一括審議させていただきますと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、3番と4番を一括議題といたします。

担当7番、増田恒治委員、説明願います。

○農業委員7番(増田恒治君)

7番、増田です。議案第2号の3番と4番について一括してご説明申し上げます。

3番、当事者、被相続人、〇〇〇〇。相続人、〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇。土地の表示、地名、地番、地目、面積の順に申し上げます。東町六丁目〇〇〇〇一〇、畑、510平方メートル。今後引き続き農業経営を行うことに関する申請事項、引き続き農業経営を行っている旨の証明。その他参考事項、相続開始年月日、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。

4番、当事者、被相続人、〇〇〇〇。相続人、〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇。土地の表示、今後引き続き農業経営を行うことに関する申請事項、その他参考事項は3番と同じ内容となりますので、読み上げを省略します。

12月13日に山畑推進委員とご一緒に現地確認と〇〇〇〇から現地にて話を伺ってきました。申請地は案内図のとおりで、農地は茶畑と野菜畑となっており、適正に管理されておりました。耕作は〇〇〇〇〇で行われております。農機具は耕運機1台を所有しており、その他耕作に必要な農機具はそろっているため、特に問題はないかと思われませんが、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、山畑義行委員、豊岡地区推進委員として補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員(山畑義行君)

豊岡地区推進委員の山畑でございます。

ただいま増田委員が説明したとおりでございますので、よろしくようお願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

担当委員等の説明がありましたが、今後も引き続き農業経営を行うものと認められますので、適格者として認めることにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、適格者であることの証明を行うことに決定いたしました。

次に、議案第3号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明についてを議題といたします。

この議案については、初めに事務局に説明を求め、その後、担当委員の説明を願います。

なお、案件が多いため、事務局による議案書の読み上げは一部省略し、案件の番号ごとに当事者、氏名、筆数、合計面積のみを読み上げるよう願います。

また、議事録における土地の表記等は、巻末に議案書を添付することで対応いたします。

それでは、1番を議題といたしますが、1番から23番までは関連がございますので、一括審議させていただきたいと思いますが、ご異議はございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、1番から23番までを一括議題といたします。

それでは、事務局から説明を願います。

○事務局

それでは、説明をさせていただきます。

初めに、生産緑地制度に関しましては、令和4年に全国の生産緑地の8割が指定から30年を迎えることから、平成29年5月に生産緑地法が改正され、特定生産緑地制度が創設されました。生産緑地の指定から30年経過時に特定生産緑地に指定されると、これまでの生産緑地と同様に農地として適正に管理する義務と建築行為等の制限がかかりますが、税制の特例も引き続き継続されるものとなっております。指定期間は10年で、10年ごとに意向を確認し、再度の継続も可能となっております。

市では現行の生産緑地に指定されている農地を特定生産緑地に移行するに当たり、農地



所有者等への指定希望の確認のほか、当該生産緑地の農業の主たる従事者についても確認することが求められております。このため入間市から当農業委員会に対し、議案書の当事者が生産緑地の農業の主たる従事者であることの証明を求められたため、審議をお願いするものでございます。特定生産緑地に指定する予定の生産緑地は、議案書の土地の表示欄に記載の農地となります。また、特定生産緑地指定希望の申出をした者は、議案書の当事者欄に記載の方々でございます。

議案第3号1番から23番までは、当事者が豊岡地区在住で、豊岡地区内にある生産緑地に関する案件でございます。議案書の現生産緑地番号欄には、現在指定されている生産緑地地区の番号が記載してございます。件数が多いため、議案書は一部読み上げを省略させていただきます。

それでは、議案書を読み上げます。1番、〇〇〇〇、1筆、2,005平方メートル。

2番、〇〇〇〇、1筆、606平方メートル。

3番、〇〇〇〇、6筆、合計8,242平方メートル。

4番、〇〇〇〇、3筆、計3,116平方メートル。

5番、〇〇〇〇、1筆、500平方メートル。

6番、〇〇〇〇〇、4筆、計4,901平方メートル。

7番、〇〇〇〇、9筆、計2万2,648平方メートル。

8番、〇〇〇〇〇、2筆、計2,773平方メートル。

9番、〇〇〇〇〇〇〇、1筆、510平方メートル。

10番、〇〇〇〇、小作人、〇〇〇〇、1筆、539平方メートル。

11番、〇〇〇、1筆、1,050平方メートル。

12番、〇〇〇〇、1筆、2,440平方メートル。

13番、〇〇〇〇、1筆、4,340平方メートル。

14番、〇〇〇〇、1筆、1,373平方メートル。

15番、〇〇〇〇〇〇〇、1筆、646平方メートル。

16番、〇〇〇〇、2筆、計1,498平方メートル。

17番、〇〇〇〇、1筆、4,171平方メートル。

18番、〇〇〇〇、1筆、1,013平方メートル。

19番、〇〇〇〇〇、1筆、1,027平方メートル。

20番、〇〇〇〇、1筆、1、214平方メートル。

21番、〇〇〇〇、4筆、1、496.76平方メートル。

22番、〇〇〇、1筆、1、190平方メートル。

23番、〇〇〇、1筆、402平方メートル。

議案書は以上でございます。

○議長

続いて、担当7番、増田恒治委員、説明願います。

○農業委員7番（増田恒治君）

来る12月13日に山畑推進委員と現地の確認、それから生産緑地番号を全部確認してまいりました。その中に〇〇〇ですか、〇〇号生産緑地地区番号のポールが確認できなかったのが1件ありました。あとは全部確認できております。適正に農地は管理されております。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、山畑義行委員、豊岡地区推進委員として補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（山畑義行君）

豊岡地区推進委員の山畑です。

ただいま増田委員が説明したとおり、現地は適正に管理されておりますので、特に問題はございません。よろしく願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

担当委員等の説明がありましたが、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明でございます。この主たる従事者と認めることについて、ご異議ございませんか。

（1つだけちょっと。の声）

○議長

吉川さん、どうぞ。

○農業委員3番（吉川光彦君）

10番、(小作人)の意味、自ら耕作を原則、ただ小作人というのは、これはどういうことになるのですか。

○事務局

こちらの生産緑地については、所有の方はこちらの当事者を書いてある方なのですけれども、小作契約を農地法以前からしてある土地でありまして、前回の生産緑地の指定の際にも、やはり〇〇〇〇が耕作しているということで、書類のほうも頂いております。今回もやはりそのような形ということで、お名前も載せさせていただいております。

以上でございます。

○議長

ほかにございませんか。

どうぞ。

○農業委員2番(平塚尚吾君)

今の話ですけれども、今の法律として捉えられるものでしょうか。

○事務局

都市計画のほうから、主たる従事者の依頼が証明をしてほしいという方のお名前の中に入っているものですから、今回、こちらのほうの証明するに至った経緯としましては、移行に当たって市のほうの都市計画のほうから生産緑地を指定するに当たって、耕作している方の証明というのを求められているのです。今回、皆様に見ていただいた中の都市計画法からもそのお名前が載っておりますので、そのような形でやっております。

今の法律というか、農地法ですと基本的には許可を取るとかというのがあられるかもしれないのですけれども、その農地法ができる前からそういう権利があるということになりますので、そうなりますと例えば1回切れれば、もう一回結ぶということであれば新たにそうなのですが、それが続いているというような考えでございます。

以上です。

○農業委員2番(平塚尚吾君)

分かりました。

では、もう一つ。まず、特定生産緑地になると、生産緑地を貸し出すことができますよね。そうなったときに、またちょっと言い回しが変わってきたりすることもあるのでしょうか。

○事務局

特定生産緑地を貸し出すということができます。ただ、法律が都市農地の貸借の円滑化に関する法律とかというのがちょっとございまして、そちらの法律に基づいたものであれば貸し出すということができます。その場合、3条とかは不要になりますので、その計画というのは市のほうの恐らくちょっと農業振興課になろうかと思うのですけれども、そちらのほうで計画を出して、それがまた農業委員会には諮りますけれども、そちらのほうで認められればということになります。

以上であります。

○農業委員2番（平塚尚吾君）

はい、分かりました。ありがとうございます。

（すみません、もう一点。の声）

○議長

どうぞ、吉川さん。

○農業委員3番（吉川光彦君）

関連するのかもしれないけれども、7番、〇〇〇〇の件で2万2,000平米の第〇〇号生産緑地地区のその他参考事項の市民農園、これ生産緑地を市民農園で使っているわけですね。

○事務局

はい。この2万2,648平米のうち3,750平米を市民農園として使っております。ですので、こちらは生産緑地の中に市民農園も加わっているというような面積でございます。

○農業委員3番（吉川光彦君）

それで生産緑地は、その趣旨からいって生産活動を行う場で、市民農園に使っても支障はないのですか。

○事務局

そうですね。市民農園として、市が開設する市民農園ということで手続を取っておりますので、問題はないような状態でございます。市がやるものとしてやっておりますので、実際市のほうでも毎年、2年に1回ですか、貸出しのほうをやっておりますので、そちらのほうで、その当時、市民農園を開設した当時も農業委員会にかけて審議をした経緯はあ

ります。

以上でございます。

○議長

ほかにごございませんか。

(なし。の声)

○議長

よろしいですか。

(異議なし。の声)

○議長

では、ご異議ないものと認め、主たる従事者であることの証明を行うことに決定いたしました。

次に、24番を議題といたしますが、24番と25番は関連がございますので、一括審議させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、24番と25番を一括議題といたします。

それでは、事務局から説明を願います。

○事務局

24番と25番は、当事者が藤沢地区在住で豊岡地区内にある生産緑地に関する案件でございます。議案書のほうを読み上げさせていただきます。議案書は一部省略をさせていただきます。

24番、〇〇〇〇、2筆、2,973平方メートル。

25番、〇〇〇〇、1筆、2,312平方メートル。

以上でございます。

○議長

続いて、担当2番、平塚尚吾委員、説明願います。

○農業委員2番(平塚尚吾君)

2番、平塚です。議案第3号、24番、25番について説明申し上げます。

豊岡地区内の2件につきまして、12月14日、藤沢地区在住の当事者の方へ生産緑地

の耕作状況の確認と現地確認を行いました。各生産緑地は適正に管理されており、その当事者が事業の主たる従事者でありますので、生産緑地に係る農業の主たる従事者として証明することは問題ないと思います。

また、24番の〇〇〇〇〇〇のところの第〇〇号生産緑地地区のところなのですけれども、先ほど増田さんの指摘というか報告もありましたが、この指定の看板がなかったのですけれども、当事者の〇〇〇〇〇〇に確認したところ、第〇〇号生産緑地地区としてまとまったところに1つあったそうなのですが、ほかの方が相続か何かの理由で、その畑がなくなったときに、一緒に撤去してなくなったということの報告をいただきました。

以上なのですけれども、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、山畑義行委員、豊岡地区推進委員として補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（山畑義行君）

ただいま平塚委員の説明のとおり、特に問題はないと思いますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

担当委員等の説明がありましたが、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明でございます。この主たる従事者と認めることにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、主たる従事者であることの証明を行うことに決定いたしました。

次に、26番を議題といたします。

なお、議事参与の制限の規定により、山畑義行推進委員には、当該事案の審議終了まで退席をお願いいたします。

（農地利用最適化推進委員 山畑義行委員退席）

○議長

それでは、事務局から説明願います。

○事務局

26番は、当事者の方が豊岡地区在住で、豊岡地区内にある生産緑地に関する案件でございます。

議案書のほうを読み上げさせていただきます。

26番、〇〇〇〇、1筆、846平米。

以上でございます。

○議長

続いて、担当7番、増田恒治委員、説明願います。

○農業委員7番（増田恒治君）

当事者の方へ生産緑地の耕作状況の確認と現地を確認してまいりました。生産緑地は適正に大変きれいに管理されており、当事者が農業の主たる従事者でありますので、生産緑地に係る農業の主たる従事者として証明することは問題ないと思います。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

担当委員等の説明がありましたが、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明でございます。この主たる従事者と認めることについてご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、主たる従事者であることの証明を行うことに決定しました。

ここで、山畑義行推進委員の退席を解除いたします。

（農地利用最適化推進委員 山畑義行委員復席）

○議長

次に、27番を議題といたしますが、27番から31番までは関連がございますので、一括審議させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、27番から31番までを一括議題といたします。

それでは、事務局から説明を願います。

○事務局

27番から31番までは、当事者が東金子地区在住で、東金子地区内にある生産緑地に関する案件でございます。議案書の読み上げは、一部省略させていただきます。

27番、〇〇〇〇〇、1筆、740平方メートル。

28番、〇〇〇〇、4筆、計5、626平方メートル。

29番、〇〇〇〇、1筆、1、683平方メートル。

30番、〇〇〇〇、2筆、計3、468平方メートル。

31番、〇〇〇〇、1筆、1、407平方メートル。

以上でございます。

○議長

続いて、担当4番、久保田勝委員、説明願います。

○農業委員4番（久保田 勝君）

4番、久保田です。

東金子地区内の5件について、21日に堀井推進委員と当事者の方、または家族の方へ生産緑地の耕作状況の確認と現地確認を行いました。聞き取りについては、21日とその前後になります。各生産緑地は適正に管理されており、その当事者が農業の主たる従事者でありますので、生産緑地に係る農業の主たる従事者として証明することに問題ないと思います。よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、堀井正信委員、東金子地区推進委員として補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（堀井正信君）

東金子推進委員の堀井です。

久保田委員の説明どおり生産緑地は適正に管理されておりました。特に問題はありませんでした。

以上です。



○議長

ありがとうございました。

担当委員等の説明がありましたが、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明でございます。この主たる従事者と認めることについてご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、主たる従事者であることの証明を行うことに決定いたしました。次に、32番を議題といたします。

なお、議事参与の制限の規定により、4番、久保田勝委員は当該事案の審議終了までご退席をお願いします。

(4番 久保田 勝委員退席)

○議長

それでは、事務局から説明願います。

○事務局

議案第3号、32番は、当事者の方は東金子地区在住で、東金子地区内にある生産緑地に関する案件でございます。議案書の読み上げは、一部省略をさせていただきます。

32番、当事者。〇〇〇〇、1筆、1,167平方メートル。

以上でございます。

○議長

続いて、担当2番、平塚尚吾委員、説明願います。

○農業委員2番(平塚尚吾君)

2番、平塚です。議案第3号、32番について説明申し上げます。

東金子地区内の1件につきまして、12月14日、当事者の方へ耕作状況の確認と現地確認を行いました。生産緑地は非常にきれいに管理されており、当事者が農業の主たる従事者でありますので、生産緑地に係る農業の主たる従事者として証明することは問題ないと思います。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、堀井正信委員、東金子地区推進委員として補足説明、ご意見等ありましたら願

いたします。

○農地利用最適化推進委員（堀井正信君）

推進委員の堀井です。

平塚委員の説明のとおり、生産緑地は適正に管理されておりました。特に問題はありません。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

担当委員等の説明がありましたが、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明でございます。この主たる従事者と認めることについてご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、主たる従事者であることの証明を行うことに決定いたしました。

ここで、4番、久保田勝委員の退席を解除いたします。

（4番 久保田 勝委員復席）

○議長

次に、33番を議題といたしますが、33番と34番は関連がございますので、一括審議させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、33番と34番を一括議題といたします。

それでは、事務局から説明願います。

○事務局

議案第3号、33番と34番は、当事者が金子地区在住で、金子地区内にある生産緑地に関する案件でございます。議案書の読み上げは、一部省略させていただきます。

当事者、33番、〇〇〇〇〇、1筆、1,060平方メートル。

34番、〇〇〇〇〇、1筆、816平米。

以上でございます。

○議長

続いて、担当5番、池谷昭二委員、説明願います。

○農業委員5番（池谷昭二君）

5番、池谷です。

12月20日の日に太間推進委員さんと金子の中地区の2件の生産緑地の現地確認をしてきました。また、電話にて当事者の方、家族の方に話を伺ってきました。議案33番は茶畑で、34番は野菜畑で、きれいに耕うんされており、2件とも適正に管理されておりました。生産緑地に係る農業の主たる従事者として証明することに問題ないと思われまます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長

ありがとうございました。

次に、太間雅嗣委員、金子地区推進委員として補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（太間雅嗣君）

金子地区推進委員の太間です。

池谷委員の説明どおり、生産緑地は適正に管理されておりましたので、特に問題ありませんでした。よろしく願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

担当委員等の説明がありましたが、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明でございます。この主たる従事者と認めることについてご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、主たる従事者であることの証明を行うことに決定いたしました。

次に、35番を議題といたします。

それでは、事務局から説明願います。

○事務局

35番は、当事者が宮寺・二本木地区在住で、宮寺・二本木地区内にある生産緑地に関する案件でございます。

議案書は一部読み上げを省略させていただきます。

35番、〇〇〇〇、2筆、計6,602平方メートル。

以上でございます。

○議長

続いて、担当1番、友野秀一委員、説明願います。

○農業委員1番（友野秀一君）

1番、友野です。議案第3号の35番についてご説明いたします。

二本木地区内の1件について、12月11日、当事者の〇〇〇〇に聞き取りをし、耕作状況の確認と現地確認を行いました。生産緑地は適正に管理されており、当事者が農業の主たる従事者で、生産緑地に係る農業の従事者として証明することは問題ないと思います。ご審議のほどよろしく願います。

○議長

ありがとうございました。

次に、中村義男委員、宮寺・二本木地区推進委員として補足説明、ご意見等ございましたら願います。

○農地利用最適化推進委員（中村義男君）

友野委員の説明どおり、生産緑地は適正に管理されております。特に問題はないと思われれます。よろしく願います。

○議長

ありがとうございました。

担当委員等の説明がありましたが、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明でございます。この主たる従事者と認めることについてご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、主たる従事者であることの証明を行うことに決定いたしました。次に、36番を議題といたしますが、36番から51番までは関連がございますので、一括審議をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、36番から51番までを一括議題といたします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○事務局

議案第3号、36番から51番までは、当事者が藤沢地区在住で、藤沢地区内にある生産緑地に関する案件です。議案書の読み上げは、一部省略させていただきます。

36番、〇〇〇〇、1筆、548平方メートル。

37番、〇〇〇〇、1筆、472平方メートル。

38番、〇〇〇〇、1筆、1,803平方メートル。

39番、〇〇〇〇〇、3筆、計3,154平方メートル。

40番、〇〇〇〇、2筆、計1,772平方メートル。

41番、〇〇〇〇、2筆、計2,949平方メートル。

42番、〇〇〇、1筆、764平方メートル。

43番、〇〇〇〇、2筆、計3,125平方メートル。

44番、〇〇〇〇、4筆、計1,929平方メートル。

45番、〇〇〇〇、1筆、4,935平方メートル。

46番、〇〇〇〇、1筆、1,411平方メートル。

47番、〇〇〇、2筆、計3,047平方メートル。

48番、〇〇〇〇、7筆、計7,936平方メートル。

49番、〇〇〇〇、1筆、1,678平方メートル。

50番、〇〇〇、2筆、計2,693平方メートル。

51番、〇〇〇〇〇、3筆、計4,625平方メートル。

以上でございます。

○議長

続いて、担当2番、平塚尚吾委員、説明願います。

○農業委員2番（平塚尚吾君）

2番、平塚です。議案第3号、36番から51番について説明申し上げます。

藤沢地区内の16件について、12月14日、当事者の方へ、耕作状況の確認と、現地確認を行いました。各生産緑地は、適正に管理されており、その当事者が農業の主たる従事者でありますので、生産緑地に係る農業の主たる従事者として証明することは問題ないと思います。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、清水裕司委員、藤沢地区推進委員として補足説明、ご意見等ありましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（清水裕司君）

平塚委員の説明どおり、生産緑地は適正に管理されておりましたので、農業の主たる従事者として証明することは、特に問題ありません。

○議長

ありがとうございました。

担当委員等の説明がありましたが、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明でございます。この主たる従事者と認めることについては、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、主たる従事者であることの証明を行うことに決定いたしました。次に、52番を議題といたします。

なお、議事参与の制限の規定により、2番、平塚尚吾委員には、当該事案の審議終了まで退席をお願いいたします。

（2番 平塚尚吾委員退席）

○議長

それでは、事務局から説明願います。

○事務局

議案第3号、52番は、当事者が藤沢地区在住で、藤沢地区内にある生産緑地に関する案件です。議案書は、一部読み上げを省略させていただきます。それでは、議案書を読み上げます。

52番、〇〇〇〇〇〇、2筆、計2, 294平方メートル。

以上でございます。

○議長

続いて、担当4番、久保田勝委員、説明願います。

○農業委員4番（久保田 勝君）

藤沢地区内の1件について、20日に当事者の方へ、生産緑地の耕作状況の確認と現地確認を行いました。

生産緑地は適正に管理されており、当事者が農業の主たる従事者でありますので、生産緑地に係る農業の主たる従事者として証明することは問題ないと思います。よろしくご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長

ありがとうございました。

次に清水裕司委員、藤沢地区推進委員として補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（清水裕司君）

久保田委員の説明どおり、生産緑地は適正に管理されておりましたので、農業の主たる従事者として証明することは、特に問題ありません。

○議長

ありがとうございました。

担当委員等の説明がありましたが、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明でございます。この主たる従事者と認めることについては、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、主たる従事者であることの証明を行うことに決定いたしました。ここで、2番、平塚尚吾委員の退席を解除いたします。

（2番 平塚尚吾委員復席）

○議長

次に、53番を議題といたしますが、53番から63番までは関連がございますので、一括審議をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、53番から63番までを一括議題といたします。

それでは、事務局から説明を願います。

○事務局

議案第3号、53番から63番までは、当事者が西武地区在住で、西武地区内にある生産緑地に関する案件です。議案書の読み上げは、一部省略させていただきます。

53番、〇〇〇〇〇、5筆、計2, 147平方メートル。

54番、〇〇〇〇、1筆、1, 206平方メートル。

55番、〇〇〇〇〇〇〇、2筆、計549平方メートル。

56番、〇〇〇〇、3筆、計2, 583平方メートル。

57番、〇〇〇〇〇、1筆、802平方メートル。

58番、〇〇〇〇、3筆、計1, 374平方メートル。

59番、〇〇〇〇〇、2筆、計1, 102平方メートル。

60番、〇〇〇〇〇、2筆、計2, 313平方メートル。

61番、〇〇〇〇〇、2筆、計551平方メートル。

62番、〇〇〇〇、3筆、計4, 415平方メートル。

63番、〇〇〇〇、2筆、計1, 409平方メートル。

以上でございます。

○議長

続いて、担当9番、加藤敏夫議員、説明を願います。

○農業委員9番（加藤敏夫君）

西武地区内の11件について、当事者の方へ生産緑地の耕作状況の確認と現地確認を行いました。

各生産緑地は、適正に管理されており、その当事者が農業の主たる従事者でありますので、生産緑地に係る農業の主たる従事者として証明することは問題ないと思います。よろしくご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長

ありがとうございました。

次に、宮岡康光委員、西武地区推進委員として補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（宮岡康光君）

加藤委員の説明どおり、生産緑地は適正に管理されておりましたので、農業の主たる従事者として証明することは、特に問題ありません。



○議長

ありがとうございました。

担当委員等の説明がありましたが、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明でございます。この主たる従事者と認めることについては、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、主たる従事者であることの証明を行うことに決定いたしました。次に、64番を議題といたします。

なお、議事参与の制限の規定により、宮岡康光推進委員には、当該事案の審議終了まで退席をお願いいたします。

(農地利用最適化推進委員 宮岡康光委員退席)

○議長

それでは、事務局から説明願います。

○事務局

議案第3号、64番は、当事者が西武地区在住で、西武地区内にある生産緑地に関する案件です。議案書の読み上げは、一部省略させていただきます。

64番、〇〇〇〇、1筆、500平方メートル。

以上でございます。

○議長

続いて、担当9番、加藤敏夫議員、説明願います。

○農業委員9番(加藤敏夫君)

当事者の方へ、生産緑地の耕作状況の確認と現地確認を行いました。

生産緑地は、適正に管理されており、当事者が農業の主たる従事者でありますので、生産緑地に係る農業の主たる従事者として証明することは問題ないと思います。よろしくご審議のほど、よろしく願います。

○議長

ありがとうございました。

担当委員等の説明がありましたが、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明でございます。この主たる従事者と認めることについては、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、主たる従事者であることの証明を行うことに決定いたしました。  
ここで、宮岡康光推進委員の退席を解除いたします。

(農地利用最適化推進委員 宮岡康光委員復席)

○議長

ここで、休憩を挟みたいと思います。再開は10時50分とします。よろしくお願いいたします。

休憩 午前10時37分

○議長

それでは、会議を再開します。

再開 午前10時52分

○議長

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農業委員会の決定についてを議題といたします。

本議案は、各担当委員による議案書の読み上げは一部省略し、案件ごとに借受人及び貸付人の氏名、筆数、合計面積、利用権種類のみを読み上げるようお願いいたします。

なお、議事録における土地の表示等は、巻末に議案書を添付することで対応いたします。

それでは、1番を議題といたしますが、1番と2番は関連がございますので、一括審議させていただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、1番と2番を一括議題といたします。

担当6番、田嶋正明委員、説明願います。

○農業委員6番(田嶋正明君)

担当6番、田嶋です。議案第4号、1番から2番について説明させていただきます。

当事者、借受人、〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。貸付人、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。1  
件で651平米。

2番も同様です。1件、970平米。

21日月曜日に担当推進委員の岩田さん、それから中村さん、農業委員の吉川さんの4名で現地視察をしました。場所は案内図のとおり、西久保湿地の南側と西濃運輸東側の2か所です。いずれの圃場も茶畑で、秋整枝もしっかりされ、畝間の秋肥、施肥後の耕うんもしっかりされて、きれいに管理されておりました。

農機具は乗用茶刈り機、肥料散布機、両面裾刈り機、普通トラック、軽トラック、動力噴霧機2台、可搬茶刈り機2台、クランクカルチ等茶栽培に必要な農機具は全てそろっております。今後も茶樹、生葉の生産を続けていくことから、利用権の設定について何ら支障がないと思いますが、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、中村郁夫委員、宮寺・二本木地区推進委員として補足説明、ご意見等ございましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（中村郁夫君）

宮寺・二本木地区推進委員の中村です。

ただいま田嶋委員の説明のとおり、1番の茶畑は適正に管理されておりましたので、特に問題ないことを報告し、よろしくお願ひいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、岩田孝三郎委員、宮寺・二本木地区推進委員として補足説明、ご意見等ございましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（岩田孝三郎君）

推進委員の岩田です。2番について報告します。

現地は茶畑として適正に管理されており、今後の管理にも問題はないと考えますので、よろしくお願ひいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進に関する基本的構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明願ひします。

○事務局

議案第4号の1番は使用貸借権、また2番は賃借権によるいずれも新規の利用権設定でございます。田嶋委員さんより説明がありましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に定める条件に合致するとともに、借受人の現在の経営面積は107アールであり、その農地を全て耕作しております。

今回、新たに借り受ける1番及び2番の農地は計1,621平方メートルで、合計123アールが経営面積となります。また、農作業従事日数は150日以上であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありました。利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて承認することに決定いたしました。

次に、3番を議題といたしますが、3番から5番までは関連がございますので、一括審議させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、3番から5番までを一括議題といたします。

担当1番、友野秀一委員、説明願います。

○農業委員1番(友野秀一君)

1番、友野です。議案第4号、3番から5番についてご説明いたします。読み上げについては、土地の表示は一部省略をさせていただきます。

議案第4号、3、借受人、〇〇〇。貸付人、〇〇〇〇〇〇〇。筆数、1筆。面積は1,936平方メートル。利用権の種類、使用貸借。内容は、普通畑。期間は、令和3年1月1日から5年間。借賃、なし。支払方法、なし。摘要は、更新です。

議案第4号の4、借受人、〇〇〇。貸付人、〇〇〇〇〇。筆数、2筆。面積は計700平方メートル。利用権の種類は、使用貸借権。内容は、普通畑。期間は、令和3年1月1日から5年間。借賃、なし。支払方法、なし。摘要は、新規です。

議案第4号の5、借受人、〇〇〇。貸付人、〇〇〇〇〇〇〇〇。筆数、3筆。面積は計1,932平方メートル。利用権の種類は、使用貸借権。内容は、普通畑。期間は、令和3年1月1日から5年間。借賃、なし。支払方法、なし。摘要は、新規です。

過日、〇〇〇〇に耕作状況等の聞き取りを行いました。〇〇〇〇は既に入間市内に数か所の圃場を借りており、本人のほか、〇〇〇〇〇〇〇〇〇にて野菜栽培を行っております。各圃場の利用目的は、野菜栽培です。農機具につきましては、耕運機3台、トラクター1台、軽トラック5台、その他各種農作業管理機を所有しております。各圃場までは居住地より1キロ以内であり、数分で行き来ができる距離にあります。

なお、それぞれの圃場確認も行いましたが、どの圃場とも適正に管理されており、周囲に問題はないものと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、野村雅紀委員、金子地区推進委員として補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（野村雅紀君）

金子上地区推進委員の野村です。

3番について、12月21日、現地確認し、問題ないと思われますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、中村義男委員、宮寺・二本木地区推進委員として補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（中村義男君）

4番、5番、普通畑として管理されている畑であり、問題はないと思います。よろしく

お願いします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進に関する基本的構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明願います。

○事務局

ただいまの議案第4号の3番は更新、4番と5番は新規の、いずれも使用貸借権による利用権設定でございます。

友野委員さんより説明がありましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める「農業経営基盤の強化促進に関する基本的な構想」に定める条件に合致するとともに、借受人の現在の経営面積は419アールであり、その農地を全て耕作しております。

今回、新たに借り受ける農地は2,632平方メートルで、合計445アールが経営面積となります。また、農作業従事日数は150日以上であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて承認することに決定いたしました。

次に、6番を議題といたします。

担当1番、友野秀一委員、説明願います。

○農業委員1番(友野秀一君)

1番、友野です。議案第4号の6番についてご説明いたします。なお、読み上げにつきましては、土地の表示は一部省略をいたします。

借受人、(有)〇〇〇〇〇〇。貸付人、〇〇〇〇。筆数、1筆。面積、2,979平方メートル。利用権の種類、使用貸借権。内容は、普通畑。期間は、令和3年1月1日から

5年間。借賃、なし。支払方法、なし。摘要は、新規です。

先日、〇〇〇〇〇〇〇〇に耕作状況の聞き取りをいたしました。〇〇〇〇〇〇〇〇では、入間市内ほか他市町村も含め数か所の圃場を借りており、代表の〇〇〇〇〇〇と、〇〇〇〇〇〇〇〇で各種農産物を栽培しております。農機具につきましては、コンバインのほか数台のトラクターやトラック、耕運機、各種管理機を所有しております。農作業は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇で賄っております。

圃場の位置は資料地図のとおりで、隣接している当該圃場の東側圃場も借り受けており、今後、さらに効率よく圃場管理が大型機械により行えるものと思われます。なお、圃場確認を行いました、前作の茶樹が抜根されており、今後は整地し、大豆等の作物を栽培することです。周囲の農地への問題もないものと思われますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長

ありがとうございました。

次に、中村義男委員、宮寺・二本木地区推進委員として補足説明、ご意見等ありましたらお願ひします。

○農地利用最適化推進委員（中村義男君）

友野委員の説明どおりで特に問題ないと思ひますので、よろしくお願ひします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進に関する基本的構想における要件具備の検討事項について事務局に説明願ひます。

○事務局

ただいまの議案第4号の6番は、使用貸借権による新規の利用権設定でございます。友野委員さんより説明がありましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に定める条件に合致するとともに、借受人の現在の経営面積は495アールであり、その農地を全て耕作しております。

今回、新たに借り受ける農地は2,979平方メートルで、合計525アールが経営面積となります。また、農作業従事日数は150日以上であり、農業経営基盤強化促進法第

18条第3項の要件を満たしていることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありました。利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて承認することに決定いたしました。

続きまして、議案第5号に移ります。それでは、議案第5号 農用地利用配分計画の案に係る農業委員会の意見についてを議題といたします。

本件は、農用地利用配分計画の案ですが、賃借権の設定等を受ける者について、事務局より説明を受け、皆様からご意見をいただいた後に、計画の案に対する農業委員会の意見を集約していきたいと思っております。

それでは、番号1番の案件について事務局に説明をお願いします。

○事務局

それでは、初めに議案書を読み上げさせていただきます。議案第5号 農用地利用配分計画の案に係る農業委員会の意見について、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第19条第3項の規定に基づき、借受申出案件（令和2年12月分）に係る農用地利用配分計画の案について、意見を求めるもの。別紙1のとおり。

それでは、説明のほうに入らせていただきます。農用地利用配分計画は、埼玉県農林公社が農地中間管理権を得た農地について、入間市が借り手を選定し、まとめたものでございます。

市では、この農用地利用配分計画の案を策定した場合、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員会の意見を聞くこととされているため、付議されたものでございます。

別紙1の「令和2年度第3回農用地利用配分計画（案）」の裏面の表を御覧ください。番号1番の農地は、平成30年10月の農業委員会総会で利用権設定について審議がなされた案件でございます。農地中間管理機構である県農林公社が、農地所有者から中間管理



権を得た後に、（案）の表の中ほどに記載のあります「左の土地について現に農地中間管理機構から賃借権の設定等を受けている者」が借り手として、農地の転貸を受け耕作をしておりました。

その後、本年12月に県農林公社と、この借り手の方との間で合意解約が成立し、県農林公社へ農地が戻された状態となりましたが、今回の農用地利用配分計画（案）により、新たな借り手に転貸を行うものでございます。

なお、合意解約に伴う農地の引渡し時期は、令和3年2月28日となっております。

それでは、個別の説明に入らせていただきます。番号1番の土地は、使用貸借権の設定を受けるものでございます。筆数は1筆、合計面積は1,873平方メートル、土地の所在は大字二本木でございます。

賃借権等の設定を受ける者は〇〇〇〇〇であり、設定する権利の種類は使用貸借権、利用内容は普通畑、貸借期間は令和3年3月1日から令和10年12月31日までの7年10か月となります。

なお、貸借の終期は、農地所有者より県農林公社が当初借り受けた際の終期と同一となっております。また、借賃は、使用貸借権のためございません。

借受け希望者は、金子地区及び二本木地区において64アールの農地を耕作しております。今回、規模拡大のため、耕作地に比較的近いことから、農地中間管理事業による借受けを希望しているものでございます。

このような経緯からも借受け希望者である〇〇〇〇〇への農地の貸付けが最適であると判断され、農用地利用配分計画（案）が作成されております。

以上でございます。

○議長

それでは、ただいま事務局から説明がありましたが、1番の案件について皆様のご意見を伺います。何かございませんか。

はい、どうぞ。

○農業委員1番（友野秀一君）

これ〇〇〇〇が今度借り入れるに当たり、作目は、利用目的。

○事務局

一応普通畑ということで借りるのですけれども、具体的な作物はちょっと農業振興課の



ほかにございませんか。

(なし。の声)

○議長

では、特になければ、それでは質疑応答、意見も十分になされたと思いますので、農業委員会としての意見をまとめたいと思います。

農業委員会としては、「特に意見はありません」という旨で回答してよろしいでしょうか。賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長

全員賛成でございますので、本件の意見聴取の回答として、特に意見はありませんとすることに決定いたしました。

続きまして、協議第1号 協議会委員等の選出について、1番を議題といたします。

事務局より説明を願います。

○事務局

それでは、初めに議案を朗読させていただきます。

協議第1号 協議会委員等の選出について。

1番、委員会名、入間市人・農地プラン検討会議。所管課、環境経済部農業振興課。選出人数、1名。任期、令和3年3月6日まで。

それでは、説明に入らせていただきます。この検討会議は、市が平成26年2月に人・農地プランを作成しておりますが、その検討組織として立ち上げた機関でございます。

検討事項は、今後の地域農業の中心となる経営体に関する事、地域農業の中心となる経営体への農地集積に関する事、今後の地域農業の在り方に関する事等の人・農地プランの策定に関する事項について検討するものとなっております。

委員の構成は12名以内で、市内農業者、いるま野農業協働組合、農業委員会、埼玉県等から選任された委員で構成されております。

農業委員会からは、平成31年2月の総会で審議し、会長を委員として選出しておりました。令和2年7月の農業委員会の委員改選により、会長が替わったため、改めて市から検討会議委員1名の選任依頼があったものでございます。任期は、前任者の残任期間となっております。検討会議の開催時期は、令和3年2月頃を予定しているとのことござい

ます。

以上でございます。

○議長

ただいま事務局から説明がありましたが、本件についていかに取り計らうかご意見等がありましたらお願いいたします。

はい。

○農業委員 4 番（久保田 勝君）

前日も農業委員会の会長が選ばれていたということなので、中島会長にお願いできたらと思います。

○議長

ほかに意見はございませんか。

（なし。の声）

○議長

ほかに意見がなければ、入間市人・農地プラン検討会議委員会には、会長である私、中島敦夫を選出することにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、入間市人・農地プラン検討会議委員には、会長、中島敦夫を選出いたします。

それでは、報告事項に入ります。

農地法第 3 条の 3 の規定による届出は 4 件、同法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出は 1 1 件、それぞれ入間市農業委員会事務局事務専決規程第 3 条の規定により専決処分され、同規程第 5 条により報告第 1 号及び第 2 号のとおり報告がありました。

これで付議された議案は全て終了いたしましたので、委員会を閉会し、協議会に切り替えます。

閉会 午前 1 1 時 2 0 分